

山陽小野田市特別職報酬等審議会

過去の答申（写）
関係条例・規則等

平成17年(2005年)9月15日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会長 田中剛男

市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について(答申)

平成17年8月9日付けで本審議会に諮問されました市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について、慎重審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

なお、今回の答申は、前段において、本市の人口及びそのことから類推される行政規模(サービスの量)等に鑑み、一般論としての本来支給すべき額を提示しておりますが、後段において今般における本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、さらに市議会議員については最近の議会活動状況等に照らして、当面支給すべき額を併せて提示しておりますので、額の改正に当たっては後段に提示する内容の措置を講じられるよう希望します。

記

1 本来支給すべき報酬及び給料の額

(1) 市議会議員の報酬の額

市議会議員の報酬の額について、県内他都市及び中・四国、九州地方の類似団体都市の人口、そのことから類推される行政規模(サービスの量)及び現行支給額を基に比較、検討した結果、本市議会の改選後における本来支給すべき市議会議員の報酬の額を、合併前の旧小野田市の報酬の額とすることが適当である。

(2) 市長等の給料の額

市長及び助役の給料の額について、上記(1)と同様に比較、検討した結果、本来支給すべき市長及び助役の給料の額を、旧小野田市の給料の額とすることが適当である。

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

(1) 市議会議員の報酬の額

今般における本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、さらには議会活動に関する市民の期待感と現実の活動との一定の乖離などの状況に照らして、当面支給すべき市議会議員の年間総支給額を、民間企業が通常用いる賞与カットの手法に倣い、期末手当を100%カットした後の額とすることが適当である。ただし、その支給方法については、期末手当の支給月数が人事院勧告を参考としていることに鑑み、期末手当を100%カットする方法によらず、実質的に同等の効果を生じさせる月例報酬及び期末手当からのカットによる方法によらるたい。

(2) 市長等の給料の額

今般における本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、当面支給すべき市長の年間総支給額を、上記2(1)の手法に倣い、期末手当を50%カットした後の額とすることが適当である。支給方法についても、上記2(1)によらるたい。

3 改正の時期

答申後、速やかに施行されたい。

平成20年6月26日

山陽小野田市長 白井博文 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会長 西村重基

市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について（答申）

平成20年2月28日付けで本審議会に諮問されました市議会議員の報酬の額及び市長等の給料の額について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

記

1 本来支給すべき報酬及び給料の額

(1) 市議会議員の報酬の額

市議会議員の報酬の額について、県内他都市の人口、行政規模（サービスの量）及び現行支給額を比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。

(2) 市長等の給料の額

市長及び副市長の給料の額について、上記（1）と同様に比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

(1) 市議会議員の報酬の額

現在の本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、現行の支給額を維持することが適当である。

(2) 市長等の給料の額

現在の本市の厳しい財政状況及び今後数年間のその将来見通しに基づき、上記（1）と同様、現行の支給額を維持することが適当である。

3 市長等の退職手当の額

県内他都市の人口、行政規模（サービスの量）及び現行支給額を比較検討した結果、現行の支給率による額とすることが適当である。

平成22年3月31日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会長 田中剛男

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額等について（答申）

平成22年3月1日付けで本審議会に諮問のあった市議会議員の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額及び退職手当について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

記

- 1 本来支給すべき議員報酬及び市長等の給料の額
 - (1) 市議会議員の議員報酬の額について
特別職の職責、県内他市及び同規模の人口の類似団体との均衡及び現行支給額を比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。
 - (2) 市長等の給料の額について
上記(1)と同様に比較検討した結果、現行の額とすることが適当である。
- 2 当面支給すべき議員報酬及び市長等の給料の額
 - (1) 市議会議員の議員報酬の額
現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、現行の支給額を維持することが適当である。
 - (2) 市長等の給料の額
現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、上記(1)と同様、現行の支給額を維持することが適当である。
- 3 本来支給すべき市長等の退職手当
特別職の職責、県内他市及び同規模の人口の類似団体との均衡及び現行支給額を比較検討した結果、現行の支給率による額とすることが適当である。
- 4 当面支給すべき市長等の退職手当
 - (1) 市長の退職手当
現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、現行の減額措置が願わしい。
 - (2) 副市長の退職手当
現在の本市の厳しい財政状況等に鑑み、副市長の退職手当については、市長と同様に、給料の減額と同率の減額が妥当ではないかとの意見が大多数であったことから、市長と同率の減額を検討されたい。

平成24年3月29日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会長 杉本保喜

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額について（答申）

平成24年2月28日付けで本審議会に諮問のあった市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申いたします。

記

1 市議会議員の議員報酬の額について

現行の額とすることが適当である。

2 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額について

現行の額とすることが適当である。

3 審議の内容

議員報酬及び給料の額については、特別職の職責、県内他市及び同規模の人口の類似団体との均衡、市議会議員の活動状況等を勘案の上、特別職に対する市民の目線に立って検討を重ねた。

議員報酬の額については、長引く不況の影響で民間給与が減少している状況や現在の市の置かれている財政状況を総合的に勘案した結果、現行の額とすることが適当であると考えられる。

市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額についても、議員報酬と同じ理由により、現行の額とすることが適当であると考えられる。

4 付帯意見

厳しい財政状況に対応するための独自カットについては、財政状況の回復に合わせ早期の復元を検討されたい。

○山陽小野田市特別職報酬等審議会規則

平成17年3月22日

規則第36号

改正 平成17年8月1日規則第214号

平成19年3月29日規則第20号

平成20年10月7日規則第35号

平成21年11月30日規則第54号

平成23年10月19日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づく山陽小野田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織運営その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給与の額（以下「議員報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、山陽小野田市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成17年8月1日規則第214号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第20号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成20年10月7日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月19日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

○山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例

平成17年3月22日

条例第30号

改正 平成17年5月31日条例第215号

平成17年8月1日条例第218号

平成18年3月29日条例第9号

平成18年6月29日条例第32号

平成18年12月25日条例第53号

平成19年3月9日条例第2号

平成19年10月4日条例第31号

平成20年9月18日条例第24号

平成21年9月24日条例第26号

平成22年3月30日条例第8号

平成22年9月16日条例第29号

平成22年12月28日条例第38号

平成23年7月1日条例第11号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市の執行機関の附属機関（次条において「附属機関」という。）として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年5月31日条例第215号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年8月1日条例第218号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第9号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月29日条例第32号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月9日条例第2号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成19年10月4日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月18日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月16日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月1日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	山陽小野田市行政改革推進審議会	山陽小野田市の行政改革について、市長の提案に応じて調査し、審議し、意見を述べること。
	山陽小野田市自治基本条例審議会	山陽小野田市の自治基本条例について、市長の提案に応じて調査し、審議し、意見を述べること。
	山陽小野田市特別職員報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給与の額について調査し、審議し、答申すること。
	山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会	非常勤職員（山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる非常勤職員をいう。）の報酬の額について調査し、審議し、答申すること。
	山陽小野田市名誉市民審査会	山陽小野田市名誉市民条例（平成17年山陽小野田市条例第4号）に係る表彰の候補者の表彰の適否を審議し、答申すること。
	山陽小野田市表彰審査委員会	山陽小野田市表彰条例（平成17年山陽小野田市条例第5号）に係る表彰の候補者の表彰の適否を審議し、答申すること。
	山陽小野田市スポーツ及び芸術文化奨励	山陽小野田市スポーツ及び芸術文化奨励賞条例（平成17年山陽小野田市条例

山陽小野田市執行機関の附属機関における審議会等の会議の公開に関する要綱

平成21年11月 6日制定

平成22年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市に住所を有する者（以下「市民」という。）及び学識経験者等の意見を聴き、山陽小野田市（以下「市」という。）の政策の企画、立案等に反映させることを目的として設置されている市執行機関の附属機関における審議会等の会議の公開及び議事録の公表を行い、もって政策形成過程からの市民の市政への参画を促進するとともに、市政の公正の確保と透明性の一層の向上を図るため、必要な事項を定める。

(対象会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、市民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより設置された市執行機関の附属機関における審議会等（以下「審議会等」という。）の会議及びこれに類する会議（以下「会議」という。）とする。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該会議の全部又は一部を公開しない。

- (1) 法令、条例、要綱等の規定により、会議を公開しないこととしている場合
- (2) 会議において、山陽小野田市情報公開条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）第9条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成されなくなるおそれがある場合

(会議の非公開の決定)

第4条 会議の全部又は一部を非公開とするかどうかの決定は、審議会等の長が、当該審議会等の委員の意見を聴いて行う。

2 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、市民が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の周知)

第5条 会議の開催は、第3条ただし書に規定する全部を公開しないとされた場合を除き、市ホームページに掲載する方法により周知する。

- 2 会議を所管する課等は、会議の開催が決定したときは、総務課に通知するものとする。

(会議の傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、当該審議会等の長に対して傍聴の申込みを行う。

- 2 傍聴者の定員は、会議室の規模を勘案して、会議ごとに当該審議会等の長が定める。
- 3 傍聴しようとする者が定員を超えるときは、先着順により決定する。ただし、当該審議会等の長が必要と認めるときは、抽選により傍聴者を決定することができる。

(会議の秩序維持)

第7条 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう当該会議の秩序維持に努めなければならない。

- 2 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者
- (2) ビラ、プラカード又は旗の類を所持している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

- 3 傍聴者は、会議が開催される時刻までに、傍聴席に着席するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 発言し、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- (4) はち巻き、腕章等をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。

- 4 傍聴者は、審議会等の長の許可を得た場合を除いて、会議において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。
- 5 傍聴者は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。
 - (1) 審議会等の長が会議を非公開とすることを宣言し、当該審議会等の委員の意見を聴いて、傍聴者の退場を命じたとき。
 - (2) 傍聴者が守るべき事項に違反し、審議会等の長が、当該審議会等の委員の意見を聴いて、退場を命じたとき。
- 6 会議を公開するときは、会議の資料を傍聴者の閲覧に供する。
- 7 資料の写しの作成が可能な場合は、写しの作成及び送付に要する費用を傍聴者の負担として交付することができる。

(公表用議事録の作成)

第8条 審議会等の長は、公表用議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、会議の概要又は発言要旨を記録したものであって、会議の経過及びその結果の要点がわかるよう記載するものとする。
- 3 第1項の議事録に記載する事項に非公開事項が含まれる場合は、当該事項を除いたものとする。

(公表用議事録の閲覧)

第9条 前条第1項の議事録は、市長決裁の後、配付した会議の資料のうち主なものとともに、市ホームページにおいて閲覧に供する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(公文書の公開義務)

第9条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定による許可、免許等に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

エ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名（公開することにより、当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。）

オ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護する

ため、公開することが必要と認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から市民生活を保護する

ため、公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であつて、公開することが公益上特に必要と認められるもの

(4) 市又は国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関の内部若しくは相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等に関して作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(5) 市又は国等が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉、入札、試験、人事その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業の目的が著しく損なわれると認められるもの、関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業に係る適正な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
(公文書の部分公開)

第10条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に、非公開情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に分離することができるときは、当該部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

○山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

平成20年9月18日

条例第25号

改正 平成21年12月1日条例第41号

平成22年3月30日条例第4号

平成22年11月30日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第4項の規定に基づき、山陽小野田市議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、職務に応じて、別表第1のとおりとする。

2 議員報酬は、新たに職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその日までこれを支給する。

3 死亡したときは、その月まで支給する。

4 第2項の規定により議員報酬を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 職務の変更に伴い月の途中において議員報酬の額に異動を生じたときは、その者に支給すべきその月の議員報酬の額は、異動した日前及びその異動の日以後の日数に応じて、それぞれ日割計算の方法により算出した額の合計額とする。

6 前各項に定めるもののほか、議員報酬の支給については、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。以下「職員給与条例」という。）の規定を準用する。

(費用弁償)

第3条 費用弁償は、出務手当及び旅費の2種とする。

- 2 出務手当は、法第109条第9項、第109条の2第5項の規定により準用する第109条第9項及び第110条第4項ただし書の規定による委員会に出務したときに、出務回数にかかわらず、その出務した実日数に応じて1日2,000円を支給する。
- 3 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は、別表第2に定めるところによる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、同一日に同項の規定による出務手当の支給を受ける出務と前項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。
- 5 同一日に第2項の規定による出務手当の支給を受ける出務と山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号。以下「報酬等支給条例」という。）第4条第2項の規定による出務手当の支給を受ける出務をした場合は、この条例の規定による出務手当は支給しない。
- 6 同一日に第2項の規定による出務手当の支給を受ける出務と報酬等支給条例第4条第3項の日当の支給を受ける旅行をした場合又は同一日に報酬等支給条例第4条第2項の規定による出務手当の支給を受ける出務と第3項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。
- 7 前各項に定めるもののほか、費用弁償の支給については、山陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第53号）の規定を準用する。

（期末手当）

第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の145」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、職員給与条例第26条第1項中「任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する

場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。」とあるのは「市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合であって、議員の過半数の同意を得て議長が申し入れたときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。」とする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(費用弁償に係る経過措置)

- 2 この条例の費用弁償に係る規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、改正前の報酬等支給条例の例による。

(期末手当に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において、議員であった者で、引き続きこの条例の施行の日において議員であるものについては、この条例の規定に相当する廃止前の山陽小野田市議会議員期末手当支給条例の規定によりなされた期末手当に係る決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、期間は通算する。

(議員報酬に係る特例)

- 4 議員報酬の額については、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める議員報酬の額から当該議員報酬の額に100分の24.812を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、円位未満に端数が生じたときは円位に切り上げる。

(山陽小野田市議会議員期末手当支給条例の廃止)

- 5 山陽小野田市議会議員期末手当支給条例（平成17年山陽小野田市条例第45号）は、廃止する。

附 則（平成21年12月1日条例第41号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 1 月 30 日条例第 35 号）

この条例中第 1 条の規定は平成 22 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	金額
議長	月額 460,000 円
副議長	月額 402,000 円
委員会委員長	月額 386,000 円
委員会副委員長	月額 375,000 円
その他の議員	月額 370,000 円

別表第 2（第 3 条関係）

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	日当	宿泊料
山陽小野田市職員等の旅費に関する条例別表の第 1 号の適用を受ける者の旅費相当額	2,600 円	13,100 円

○山陽小野田市長等の給与に関する条例

平成17年3月22日

条例第48号

改正 平成17年8月1日条例第218号

平成17年11月11日条例第229号

平成17年12月1日条例第245号

平成18年3月29日条例第16号

平成18年9月29日条例第45号

平成19年3月9日条例第2号

平成19年12月28日条例第35号

平成21年2月27日条例第1号

平成21年3月23日条例第15号

平成21年9月24日条例第36号

平成21年12月1日条例第38号

平成22年6月30日条例第21号

平成22年10月1日条例第33号

平成22年11月30日条例第36号

平成23年7月1日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、市長等の受ける給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「市長等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 水道事業管理者

(給与の種類)

第3条 市長等の受ける給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第4条 市長等の給料月額は、別表のとおりとする。

第5条 新たに市長等になった者には、その日から給料を支給する。ただし、退職し、又は失職した地方公務員又は国家公務員が即日市長等となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

第6条 市長等が離職したときは、その日まで給料を支給する。

第7条 市長等が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第8条 第5条又は第6条の規定により給料を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第9条 第5条から前条までに定めるもののほか、市長等の給料の支給方法については、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

（期末手当）

第10条 市長等の期末手当の支給については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の190」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の205」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「市長等の給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

（退職手当）

第11条 市長等が退職（任期満了の場合を含む。以下同じ。）し、又は死亡した場合の退職手当の額は、給料月額に、その者の勤続期間1月につき、次に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職の都度これを支給する。

- (1) 市長 100分の56.5
- (2) 副市長 100分の40
- (3) 水道事業管理者 100分の25

2 前項の勤続期間に1月未満の端数がある場合は、その端数が15日以下の

ときはこれを切り捨て、16日以上のときはこれを1月に切り上げる。

- 3 前2項に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第52号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、市長等の給与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

（市長等の給料の特例）

- 2 市長等の給料月額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成23年7月1日から平成23年7月31日までの間における市長の給料月額は、第4条に定める給料月額から当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成17年8月1日条例第218号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月11日条例第229号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

（市長及び助役の期末手当の特例）

- 2 平成17年12月に支給する市長及び助役の期末手当の額は、第10条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、それぞれ平成17年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間における給料の合計額に100分の15.2778を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成17年12月1日条例第245号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日条例第16号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第45号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月9日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(助役から引き続き副市長となった者の在職期間等の算定の経過措置)

- 2 施行日前に助役として在職し、引き続き施行日以後も副市長として在職する者に対して平成19年6月に支給する期末手当の額の算定に係る在職期間については、改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例(次項において「改正前の市長等の給与条例」という。)第10条の規定により期末手当を支給される助役として在職した期間を通算する。
- 3 施行日前に助役として在職し、引き続き施行日以後も副市長として在職する者に対して支給する退職手当の額の算定に係る勤続期間については、改正前の市長等の給与条例第11条の規定により退職手当を支給される助役として勤続した期間を通算する。

附 則 (平成19年12月28日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(市長の期末手当の特例)

- 2 平成20年6月に支給する市長の期末手当の算定の基礎となる給料月額は、この条例による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例(次項において「改正後の市長等の給与条例」という。)附則第2項ただし書の規定にか

かわらず、この条例による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例附則第2項の規定により算定した給料月額とする。

(適用除外)

3 改正後の市長等の給与条例附則第2項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後において新たに市長となった者には適用しない。

附 則 (平成21年2月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月24日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日条例第38号)

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年10月1日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日条例第36号)

この条例中第1条及び第3条の規定は平成22年12月1日から、第2条及び第4条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

職名	市長	副市長	水道事業管理者
給料月額	円 909,000	円 740,000	円 655,000

○山陽小野田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

平成17年3月22日

条例第49号

改正 平成17年11月11日条例第230号

平成18年3月29日条例第16号

平成22年6月30日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 教育長の受ける給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 教育長の給料月額は、別表のとおりとする。

第4条 教育長の給料の支給については、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号）の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第5条 教育長の期末手当の支給については、山陽小野田市長等の給与に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第48号。以下「市長等給与条例」という。）の適用を受ける市長等の例による。

(退職手当)

第6条 教育長が退職（任期満了の場合を含む。以下同じ。）し、又は死亡した場合の退職手当の額は、給料月額に勤続期間1月につき100分の25を乗じて得た額とし、退職の都度これを支給する。

2 前項に定めるもののほか、教育長の退職手当の支給については、市長等給与条例の適用を受ける市長等の例による。

(勤務時間等)

第7条 教育長の勤務時間、休暇その他の勤務条件は、山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第42号）の適

用を受ける職員の例による。

(旅費)

第8条 教育長の旅費は、山陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第53号）別表の第1号の適用を受ける者の例による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、教育長の給与等に関し必要な事項は、山陽小野田市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(給料の特例)

2 教育長の給料月額を、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成17年11月11日条例第230号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第16号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

給料月額	655,000円
------	----------

○山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例

平成18年9月29日

条例第44号

改正 平成21年12月1日条例第40号

平成22年6月30日条例第21号

平成22年11月30日条例第36号

平成25年7月1日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、山陽小野田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が医師であつて、医療行為を行う場合においては、特殊勤務手当を支給することができる。

(給料)

第3条 給料月額は、655,000円とする。

第4条 新たに管理者となった者には、その日から給料を支給する。ただし、退職し、又は失職した地方公務員又は国家公務員が即日管理者となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 管理者が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 管理者が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前4項に定めるもののほか、給料の支給方法については、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の190」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の205」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「管理者の給料月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第6条 管理者が退職（任期満了の場合を含む。以下同じ。）し、又は死亡した場合の退職手当の額は、給料月額に、その者の勤続期間1月につき、100分の25を乗じて得た額とし、退職の都度これを支給する。

2 前項の勤続期間に1月未満の端数がある場合は、その端数が15日以下のときはこれを切り捨て、16日以上るときはこれを1月に切り上げる。

3 前2項に定めるもののほか、管理者の退職手当の支給方法については、山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第52号）の適用を受ける職員の例による。

(特殊勤務手当)

第7条 特殊勤務手当は、山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年山陽小野田市条例第45号）の適用を受ける職員の例により支給し、その種類及び額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特殊有技者手当 月額39,000円

(2) 研究手当 月額100,000円

(給与の支給期日)

第8条 給与の支給期日は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(管理者の給料の特例)

2 管理者の給料月額、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における管理者の給料月額は第3条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とし、この間における管理者の退職手当の算定の基礎となる給料月額は同条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則 (平成21年12月1日条例第40号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日条例第36号)

この条例中第1条及び第3条の規定は平成22年12月1日から、第2条及び第4条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月1日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

○山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年3月22日

条例第13号

改正 平成20年9月18日条例第24号

平成25年2月22日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、市議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派及び会派に属していない議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付)

第2条 市は、市議会における会派（3人以上の議員で組織する団体で議長に届け出たものをいう。以下同じ。）及び会派に属していない議員（以下「無所属議員」という。）に対して、政務活動費を交付する。

(会派に対する政務活動費の額)

第3条 会派に対する政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額6,000円を乗じて得た額とする。

2 議員に係る一般選挙が行われた場合において、当該選挙により選出された議員の任期を起算する日（以下「任期の初日」という。）から議長に会派の結成の届出をした日（以下「届出日」という。）の前日までの間に基準日がある場合の当該会派に対する政務活動費については、任期の初日から起算して15日以内に当該届出をしたときに限り、前項の規定にかかわらず、当該届出日の属する月の基準日とみなし、前項の規定を適用するものとする。

(会派に対する政務活動費の交付申請等)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し政務活動費の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、政務活動費を交付することが適当であると認める場合は、政務活動費の交付を

決定し、当該会派の代表者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた会派の代表者は、速やかに市長に対し政務活動費の交付を請求しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して10日以内に政務活動費を交付するものとする。

(会派に対する政務活動費の交付の変更申請等)

第5条 年度の途中(その年度の3月の基準日以前に限る。)において、政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に変更(当該会派の解散を含む。)があったときは、当該会派の代表者(当該会派が解散した場合にあっては、その代表者であった者とする。次項及び第8条第2項において同じ。)は、市長に対し政務活動費の交付の変更を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、政務活動費の交付の変更を決定し、当該会派の代表者に通知するものとする。

3 前項の規定による変更の決定が政務活動費の増額である場合は、当該変更通知を受けた会派の代表者は、速やかに市長に対し当該増額に係る政務活動費の交付を請求しなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の規定による政務活動費の交付について準用する。

(会派の変更の届出)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、第4条第1項の規定により申請した事項に変更(会派の所属議員数の変更(当該会派の解散を含む。)を除く。)があったときは、市長に届け出なければならない。

(会派に対する政務活動費の額の決定)

第7条 第4条第2項及び第5条第2項の規定による会派に対する政務活動費の額の決定については、当該年度分の政務活動費について行うものとする。

この場合において、当該申請をした日の属する月の翌月以後の基準日における当該会派の所属議員の数については、当該申請をした日における所属議員の数と同数であるとみなして算定するものとする。

2 議員の任期が満了することとなる年度において、第4条第2項及び第5条

第2項の規定による当該任期が満了する議員の属する会派に対する政務活動費の額の決定については、前項の規定にかかわらず、当該任期が満了する日の属する月分までの政務活動費について行うものとする。この場合において、前項後段の規定は、前段の規定による政務活動費の額の決定について準用する。

(会派に対する政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派（その年度の3月の基準日以前において解散したものを除く。）の代表者（当該会派が解散した場合にあっては、その代表者であった者とする。）は、当該会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第13条に定める経費の範囲に基づいてした支出を控除して残余があるときは、当該残額に相当する政務活動費を速やかに返還しなければならない。

2 第5条第2項の規定による変更の決定が政務活動費の減額である場合は、当該変更通知を受けた当該会派の代表者は、当該減額された政務活動費を速やかに返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派を解散した当該会派の代表者であった者は、前項の規定により政務活動費を返還する場合において、当該変更後の政務活動費の総額から当該会派がその年度において第13条に定める経費の範囲に基づいてした支出を控除して残余があるときは、当該残額に相当する政務活動費を加えて返還しなければならない。

(無所属議員に対する政務活動費の額)

第9条 無所属議員に対する政務活動費の額は、基準日に在職する無所属議員に対して、月額6,000円とする。

(無所属議員に対する政務活動費の交付申請等)

第10条 第4条の規定は、無所属議員に対する政務活動費の交付について、準用する。この場合において、第4条中「会派の代表者」とあるのは、「無所属議員」と読み替えるものとする。

(無所属議員に対する政務活動費の額の決定)

第11条 前条の規定により準用する第4条第2項の規定による無所属議員に

対する政務活動費の額の決定については、当該年度分の政務活動費について行うものとする。この場合において、当該申請をした日の属する月の翌月以後の基準日において当該議員が無所属議員であるとみなして算定するものとする。

- 2 議員の任期が満了することとなる年度において、前条の規定により準用する第4条第2項の規定による当該任期が満了する無所属議員に対する政務活動費の額の決定については、前項の規定にかかわらず、当該任期が満了する日の属する月分までの政務活動費について行うものとする。この場合において、前項後段の規定は、前段の規定による政務活動費の額の決定について準用する。

(無所属議員に対する政務活動費の返還)

第12条 政務活動費の交付を受けた無所属議員（その年度の3月の基準日以前において無所属議員でなくなったものを除く。）は、当該無所属議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該無所属議員がその年度において第13条に定める経費の範囲に基づいてした支出を控除して残余があるときは、当該残額に相当する政務活動費を速やかに返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた無所属議員が、年度の途中（その年度の3月の基準日以前に限る。）において無所属議員でなくなったときは、当該無所属議員は、無所属議員でなくなった日の属する月の翌月分（無所属議員でなくなった日が基準日のときは、その日の属する月分とする。）以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

- 3 前項の場合において、交付を受けた政務活動費の額から前項の規定により返還しなければならない政務活動費の額と当該無所属議員がその年度において第13条に定める経費の範囲に基づいてした支出を控除して残余があるときは、当該残額に相当する政務活動費を加えて返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第13条 政務活動費は、会派及び無所属議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、

市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、会派にあっては別表第1、無所属議員にあっては別表第2で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第14条 政務活動費を受けようとする会派は、政務活動費に係る経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第15条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、様式第1号により、政務活動費の交付を受けた無所属議員は、様式第2号により、3月31日現在で、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書又はこれに準ずる書類（以下「領収書等」という。）を添付して、当該交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 年度の途中において政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた無所属議員が無所属議員でなくなった場合は、当該会派の経理責任者であった者又は無所属議員であった者は、当該解散の日又は無所属議員でなくなった日現在で、収支報告書を作成し、これに領収書等を添付して、それらの日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

（収支報告書の保存等）

第16条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書及び領収書等を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 議長は、前条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（透明性の確保）

第17条 議長は、第15条の規定により提出された収支報告書及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月22日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山陽小野田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表第1 (第13条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費

資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別表第2（第13条関係）

項目	内容
調査研究費	無所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	無所属議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	無所属議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	無所属議員が行う住民からの市政及び無所属議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
会議費	無所属議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への無所属議員の参加に要する経費
資料作成費	無所属議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	無所属議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	無所属議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	無所属議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

第五節 委員会

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- ③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - 一 議会の運営に関する事項
 - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 三 議長の諮問に関する事項
- ④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- ⑤ 第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。
- ⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- ⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- ⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

(平二四法七二・全改)